

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年4月6日
管理表No.	0309-22 改訂00

項目	コメント内容
津波 (第8条)	漂流防止設備の作用する荷重の想定において、ドラム缶をネットで纏めたものが互いに衝突し合うことについて、その荷重が考慮不要の理由を説明すること。

(回 答)

- ① 漂流防止設備の強度評価は、仮想的大規模津波 (T.P. +23m) が襲来し、廃棄物貯蔵室 (T.P. +16m) に津波が浸入した場合の評価のため、添付 13-1-1 「漂流防止設備の評価方針 4.1.1 計算条件」にて示す水深 7 m, 1 方向定速 (10m/s) の津波条件で評価 (手計算) をしている。  
評価に当たっては、廃棄物貯蔵室に設置されているドラム缶が一定の波力で荷重を受ける評価としており、漂流防止設備に対して④で説明する動的荷重の評価が最も保守的となる条件としている。
- ② 津波到達により瞬時にすべてのドラム缶はネットに包まれた状態で下流側に流され衝突するが、この時点ではネットやロープは未展張であり、ドラム缶を包んだネット (以下「ネット」という。) が互いに衝突する衝撃荷重はネットが広がる方向、ロープが伸びる方向に分散される。
- ③ ドラム缶の浮力によりドラム缶を包んだネットは全て水面に浮上し、下流側に斜め上方に完全展張状態となるが、1 方向定速の津波条件により、全てのネットは同じ姿勢を保ったまま展張状態となることから、ネットが互いに衝突する現象は考慮していない。
- ④ なお、ロープとネットが完全に伸び切り、移動量が 0 になったときに発生する荷重 (動的荷重) は、漂流防止設備を構成する各部材に最も大きな荷重が作用するため、最も保守的な評価となり、部材はこの評価に基づき選定している。

以上により、②の津波到達時にネットが互いに衝突することによる衝撃荷重はネットが広がる方向、ロープが伸びる方向に分散され、③の完全展張状態では、1 方向定速の津波条件により、全てのネットは同じ姿勢を保ったまま展張状態となることから、衝撃荷重の評価は不要とする。

以上